

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1ほか13名

債務者 郡山市

**債権者最終準備書面の補充書(2)**

2011年 10月 31日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健

## 目 次

第 1、債務者最終準備書面に対する反論	2 頁
第 2、債権者の主張の補充	
1、予測される今後の健康被害について	4 頁
2、ストロンチウム、プルトニウムの危険性について	5 頁
3、国の被ばく対策の誤りの起源（根本的な原因）について	6 頁
4、債権者らの疎開について	6 頁

### 第 1、債務者最終準備書面に対する反論

1、債権者らは、人格権に基づく妨害排除としての差止請求として、又は、安全配慮義務の履行請求として、債権者らに対する教育を申立の趣旨 1 項記載の学校施設（以下「危険地帯の学校施設」という。）で教育活動を実施しないこと、申立の趣旨 2 項記載の学校施設（以下「安全地帯の学校施設」という。）で教育活動を実施することを求めて本案訴訟を提起することを予定しているが、本案判決確定までの間、仮の地位を定める仮処分として、申立の趣旨 1、2 項の申立をしている。

仮の地位を定める仮処分は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに申し立てることができる（民事保全法 23 条 2 項）。債権者らは、それぞれの学校で教育を受けるために、学校で、通学路で、自宅で、日々、高線量の外部被曝、内部被曝にさらされている。債権者らの健康に対する危険は切迫していて、本案判決の確定を待っているのは、取り返しのつかない結果になる。健康被害は、その性質上、金銭によって回復することができないから、債権者らに生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、本件仮処分命令の発令が必要である。

2 これに対し、債務者は、債権者らが主張する被保全権利が認められないと主張するので反論する。

人格権に基づく妨害排除請求

義務教育を受けている児童生徒は、転校できる条件下にある一部の者を除き、所属する学校が教育活動を実施している学校施設に通わざるを得ない。当該学校施設が危険地帯の学校施設である以上、その児童生徒は、通学路においても、（学区内にある）自宅においても放射能に晒され続けるのである。大量の放射性物質を環境に放出したのは東京電力であるが、教育施設の移転を検討せず、児童生徒をして、高線量の放射能に晒される環境下での生活を余儀なくさせているのは、債務者であり、債務者は、危険地帯の教育施設で教育活動を行うことにより、児童生徒の生命、身体、健康を危険に晒しているのであって、これは、不作為による人格権侵害行為と言わざるを得ない。児童生徒は、人格権の侵害に対する妨害排除として、債務者に対し、安全地帯の教育施設での教育活動を行うことを求めることができる。

債務者は、人格権は抽象的権利であって、これによって債務者に対する具体的な権利が発生しないと主張するが、人格権に基づく差止請求が認められることは確定した判例である。債権者らは、差止めの具体的内容として、申立の趣旨どおりの仮処分の発令を求めているのである。

また、債務者は、児童生徒の転校を妨げていないから、人格権の侵害者に当たらないと主張するが、その主張に理由のないことは、債権者最終準備書面（平成23年9月9日付）の第2の2に記載したとおりである。また、債務者は、児童生徒は区域外通学ができるから、人格権の侵害者に当たらないと主張するが、区域外通学は、住民票を郡山市に残したまま、他市町村の学校に通学することを意味するから、条件の許す児童生徒を除き、多くの児童生徒は、転校できないのと同様の理由で、区域外通学をすることもできない。よって、転校の自由論に理由がないのと同様の理由で、区域外通学論も失当である。

#### 安全配慮義務の履行請求

一般に、公立小、中学校の設置者である地方公共団体と在学する児童、生徒との間には、在学関係類似の法律関係が存在し、この法律関係のもとに、教師らは、学校における教育活動を行うのであるから、当該地方公共団体（教育委

員会)は、上記法律関係の付随義務として小、中学校における教育活動につき児童、生徒の安全に配慮すべき義務を負う。学校保健安全法第3章の規定は、その趣旨を明確化したものである。そして、特定の学校施設で教育活動を実施することによって児童生徒の生命、身体、健康を害する具体的危険がある場合、当該地方公共団体は、安全配慮義務の履行として、そのような危険のない安全な施設に移転して教育活動を行う義務があるというべきである。

義務の履行のために費用や他の団体等の協力が事実上必要になるとしても、それは、義務者が負担すべきものであって、そのために、権利の存在自身が否定されることにはならない。

もっとも、債権者らが債務者に求める内容が、公権力の行使であれば、民事仮処分の手続きで求めることはできない(行政事件訴訟法44条)が、臨時の教育活動を区域外の教育施設で行うことは、林間学校や臨海学校の例を持ち出すまでもなく、市町村が事実行為としてすることができる。また、債権者らが、もし学校ごとの疎開を求めているのであれば、その内容は現在の教育施設での教育を望む児童生徒や保護者に対し権力的、強制的な契機が含まれるが、本申立において債権者らが求めているのは、あくまで債権者に限ったの措置であるから、債務者としては、事実行為としてこれを行うことが可能である。よって、裁判所は、民事仮処分において、本件申立どおりの仮処分を発令することができる。

## 第2、債権者の主張の補充

### 1、予測される今後の健康被害について

債権者らが避難しないで現状のまま教育を受ける場合、債権者らに、今後、どのような深刻な健康被害が予測されるかについて、

- ・チェルノブイリにおける健康被害に詳しい松井英介氏が医師の立場から、チェルノブイリ事故による健康被害と対比した意見書(甲72)
- ・ECRR(欧州放射線リスク委員会)の科学事務局長クリス・バズビー氏が、チ

チェルノブイリ事故のセシウム 137 被ばくにより子供たちに心臓病が多発している事実を突き止めたバンダシェフスキー教授の発見に基づき、現在、福島の子供たちにもセシウム 137 の内部被曝による心臓病の発症の危険が迫っていることを警鐘する論文（甲 7 3）とインタビュー（甲 7 4）

・ 1985 年のノーベル平和賞を受賞した核戦争防止国際医師会議（IPPNW-International Physicians for the Prevention of Nuclear War）の北米副会長であるアイラ・ヘルファンド氏が医師の立場から、福島の子供達の避難に関する声明を出した書面（甲 7 5）

・ 米国在住の医師・研究者である 氏が医師の立場から、福島県の子供たちが甲状腺がんの発症の危険だけでも避難する必要があることを報告した陳述書（甲 7 6）

・ 提出済みの、郡山市と汚染度が同程度の地域（ウクライナのルギヌイ地区）で、チェルノブイリ事故以後に多量の健康被害が生じていることを明らかにした矢ヶ崎意見書（甲 4 9）の内容が社会的な反響を呼び、東京新聞に大きく取り上げられた記事（甲 7 7）

を提出する。

また、今後の健康被害を予測する上で大前提となる福島原発から放出された放射性物質の放出量について、本年 6 月 6 日、原子力安全・保安院は試算結果を公表したが（甲 5 8）その後、ノルウェー大気研究所の研究チームが独自に試算した結果によれば、例えばセシウム 137 の放出量は  $3.5 \times 10^{16}$  ベクレルであり、日本政府発表（ $1.5 \times 10^{16}$  ベクレル）の 2 倍を超えることが判明した。これは重大な放射能汚染の情報であり、これを報じた本年 10 月下旬の記事（甲 7 8 naturenews。甲 7 9 サーチナ配信ニュース）を提出する。

## 2、ストロンチウム、プルトニウムの危険性について

本年 10 月初めに至りようやく、文部科学省からストロンチウムとプルトニウムの検出結果が公表された（甲 8 0）。債権者らが通う郡山市では測定地点は 1 箇所

だけだったが、ストロンチウム89とストロンチウム90が検出された。そこで、ストロンチウムやプルトニウムが、甲53により既に土壤汚染が明らかになっているセシウムに比べても、桁違いに危険なものであり、債権者らの避難は一刻の猶予もならないものであることを明らかにした琉球大学名誉教授矢ヶ崎克馬氏作成の意見書(2)(甲81)を提出する。

### 3、国の被ばく対策の誤りの起源(根本的な原因)について

この間、福島原発事故に対して政府の被ばく対策は数々の誤りをおかし、国民に未曾有の信頼喪失をもたらしたが、その信頼喪失は偶然の産物ではなく、必然であった。なぜなら、政府の被ばく対策は広島・長崎の原爆投下に対する被ばく対策に基づくものであり、その誤りも継承するものだったからである。その意味で、福島原発事故に対して正しい被ばく対策を取るためには、過去の広島・長崎の原爆投下に対する被ばく対策の誤りを自覚・反省し、克服しなければならない。

そこで、今日の、福島原発事故に対する国の被ばく対策の誤りが、過去の、広島・長崎の原爆投下に対する被ばく対策の誤りに由来するものであることを明らかにした名古屋大学名誉教授沢田昭二氏作成の意見書(甲82)を提出する。

### 4、債権者らの疎開について

現段階における債権者らの疎開の必要性等について、以下の通り、主張・立証を補充する。

#### (1)、疎開の必要性

##### ア、健康被害の回避

債権者らが避難しないで現状のまま教育を受ける場合、債権者らが被る重大な健康被害については第2、1で前述した通りであり、これを回避するために疎開が不可欠であることは言うまでもない。

##### イ、除染の限界

今後、除染が必要な対策であるとしても、そこには以下の通り様々な問題と限界

がある。

第1に、債権者らは既に、原発事故直後から75日間だけで年間許容量（1mSv）の約4.3倍から9.5倍もの大量の被ばくをしている（甲54の報告書3～6頁）。

第2に、原発事故から半年以上経過した現在でも、郡山市内の至るところに放射線量の高い「マイクロ・ホットスポット」が点在している（10月27日午後、郡山駅西口の植え込みで80 $\mu$ Sv/h〔部分的には120 $\mu$ Sv〕の放射線が検出された。甲83）。

第3に、除染の効果には様々な限界があることがチェルノブイリ事故の経験や専門家の指摘から明らかである（甲84菅谷昭松本市長の講演『チェルノブイリから学ぶこと』、甲85神戸大学大学院山内知也教授作成の「放射能汚染レベル調査結果報告書 渡利地域における除染の限界」）。

従って、放射能に対する感受性が高い債権者らを汚染地区にとどめたまま除染することは危険極まりなく論外である。まず債権者らを疎開させ、その上で除染すべきである。

## (2)、疎開の有効性

今からでも疎開することにより債権者らが、内部被ばくをどの程度回避できるのか、その具体的なイメージを明らかにするため、セシウム137を食物や飲料により経口摂取した場合を例にとり、疎開によりセシウムの体内蓄積量が劇的に減少することをグラフで明らかにした書面（甲86）を提出する。

## (3)、疎開の法律問題について

債権者らが年1mSv以下の安全な環境で教育を受けられるように債務者郡山市が債権者らを移動させることについては、法律上の支障がないことは既に主張・立証済みである（仮処分申立書25頁(2)）。

本申立とは直接関係しないが、学校ごとの移動についても、その判断権者は学校設置者（市町村）であり、市町村は国や県の許可を要せず、自身の判断で学校ごとの移動を決定できることを、文部科学省の担当者より回答を得たので、参考までに

その報告書（甲 8 8）を提出する。

(4)、疎開の具体案

もとより疎開の具体化は債権者らの責任ではなく、債務者の郡山市が行うべきことである。しかし、債権者らもこの問題の当事者の一人として、疎開の具体化について真剣に取り組んでいる。検討中のものではあるが、債権者の親が自分なりに考えたアイデアを記した書面（甲 8 9）を提出する。

(5)、疎開裁判を支援する市民の声

今月 1 5 日、郡山市で本裁判を支援する市民集会とデモを実施したが、全国から 500 名の市民が参加し、地元紙のみならず東京新聞でも大きく報じられた（甲 9 0）。デモの最後に、デモ参加者一同により、郡山市に子供たち全員を疎開させるように 5 項目にわたって申入れをおこなったので、この申入書（甲 9 1）を提出する。

以 上